

## 【表紙】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】                | 訂正発行登録書  |
| 【提出先】                 | 関東財務局長   |
| 【提出日】                 | 2018年11月21日  |
| 【会社名】                 | 株式会社高島屋  |
| 【英訳名】                 | Takashimaya Company, Limited   |
| 【代表者の役職氏名】            | 取締役社長 木本 茂   |
| 【本店の所在の場所】            | 大阪市中央区難波5丁目1番5号  |
| 【電話番号】                | 06(6631)1101   |
| 【事務連絡者氏名】             | 執行役員企画本部副本部長、財務部長 山下 恭史  |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号   |
| 【電話番号】                | 03(3668)7083   |
| 【事務連絡者氏名】             | 企画本部財務担当部長 園田 篤弘   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債   |
| 【発行登録書の提出日】           | 2018年(平成30年)3月14日  |
| 【発行登録書の効力発生日】         | 2018年(平成30年)3月22日  |
| 【発行登録書の有効期限】          | 2020年(平成32年)3月21日  |
| 【発行登録番号】              | 30 - 関東 1  |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額 50,000百万円  |
| 【発行可能額】               | 50,000百万円<br>(50,000百万円)<br>(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。  |
| 【効力停止期間】              | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年11月21日(提出日)である。   |
| 【提出理由】                | 臨時報告書の訂正報告書を2018年11月21日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を2018年3月14日付で提出した発行登録書の参照書類とする。  |
| 【縦覧に供する場所】            | 株式会社高島屋日本橋店<br>(東京都中央区日本橋2丁目4番1号)<br>株式会社高島屋京都店<br>(京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)<br>株式会社高島屋横浜店<br>(横浜市西区南幸1丁目6番31号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。